

春日井市総合体育館公衆無線LAN利用規約

(趣旨)

第1条 本規約は、春日井市体育館条例（昭和60年春日井市条例第39号）第2条に規定する春日井市総合体育館（以下、「総合体育館」という。）が施設利用者の利便性の向上を図ることを目的として提供する公衆無線LANによるインターネット接続サービス（以下、「本サービス」という。）の利用について、必要な事項を定めるものとする。

(利用者)

第2条 本規約でいう利用者とは、本サービスを利用する施設利用者をいう。

(利用場所及び利用時間)

第3条 本サービスを利用できる場所は、第一競技場及び同観覧席とし、時間は開館日の午前9時から午後9時30分までとする。ただし、総合体育館は、災害発生時やイベント開催時など特に必要と認めた場合は、利用者に予告なく本サービスを変更又は中止できるものとする。

(利用者が準備するもの)

第4条 本サービスの利用を希望する者は、利用に当たっては、次に掲げるものを準備しなければならない。なお、総合体育館から機器等の貸出しは一切行わないものとする。

- (1) スマートフォン、タブレット、パーソナルコンピュータ等の接続端末
- (2) 接続端末における電源
- (3) 公衆無線LANインターフェース
- (4) 閲覧ソフト

(本サービスの利用)

第5条 本サービスの利用者は、本規約のすべての内容に同意したものとみなし、本サービスの利用は、総合体育館を利用する個人及び団体に対して認めるものとし、利用者は不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）その他の関係法令等を遵守しなければならない。

2 本サービスの利用料金は、無料とする。

3 本サービスを通じて利用者が利用した有料サービスの利用料金は、その理由に関わらず

当該利用者が負担するものとする。

- 4 総合体育館は、設定等、技術的な質問についての利用者からの問い合わせを一切受け付けない。
- 5 本サービスについて、常に安定した接続環境を保証するものではない。
- 6 本サービスへ接続する通信機器のセキュリティ対策は、利用者が行うものとする。
- 7 本サービスの利用者は、他者の迷惑にならないよう配慮して利用するものとする。

(禁止事項)

第6条 利用者は、本サービスの利用に当たっては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 著作権その他の権利を侵害する行為及びそのおそれのある行為
- (2) 財産やプライバシーを侵害する行為及びそのおそれのある行為
- (3) 前2号に掲げるもののほか、他の利用者若しくは総合体育館に不利益や損害を与える行為及びそのおそれのある行為
- (4) 他人を誹謗中傷する行為
- (5) 公序良俗に反する行為若しくはそのおそれのある行為又は公序良俗に反する情報を第三者に提供する行為
- (6) 犯罪的行為若しくは犯罪的行為に結びつく行為又はそのおそれのある行為
- (7) 選挙運動又はこれに類する行為
- (8) 性風俗、宗教又は政治に関する行為
- (9) ID又はパスワードを不正に使用する行為
- (10) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを、公衆回線ネットワークを通じ、若しくは関連して使用する行為又は提供する行為
- (11) 特定又は不特定多数に大量のメールを送信する行為
- (12) ファイル共有ソフトの使用等著しく大量のデータを送受信する行為
- (13) 大音量での音楽・動画再生、大量データのダウンロード等により通信回線に負担をかける等、他の利用者に対して迷惑になる行為
- (14) 前各号に掲げるもののほか、法令に違反し、若しくは違反するおそれのある行為又は総合体育館が不適切と判断する行為

2 利用者が前項に規定する禁止事項を行うことによって他の利用者や第三者に損害を生じさせた場合には、当該利用者の責任と費用負担で解決するものとし、総合体育館は一切の責任を負わないものとする。

(利用資格の停止・取消し)

第7条 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、事前に通告することなく、直ちに当該利用者の利用を停止することができるものとする。

(1) 本規約に違反した場合

(2) その他利用者として総合体育館が不適切と判断した場合

(運用の中止)

第8条 総合体育館は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本サービスの運用を中止することができるものとする。

(1) 本サービスのシステムの保守又は工事を定期的又は緊急に行う場合

(2) 戦争、暴動、騒乱、労働争議、地震、噴火、洪水、津波、火災、停電その他の非常事態により、本サービスの運用を通常どおり行うことができない場合

(3) 本サービスのシステムに係る設備やネットワークの障害等、やむを得ない事由がある場合

(4) その他一時的な中断が必要であると総合体育館が判断した場合

(免責等)

第9条 総合体育館は、本サービスの利用、利用停止又は運用の停止若しくは中止により、利用者又は第三者が被った被害については、一切の責任を負わないものとする。

2 総合体育館は、本サービス内容及び利用者が本サービスを通じて得る情報等は、その完全性、正確性、確実性又は有用性等についていかなる保証も行わないものとする。

3 総合体育館は、本サービスの提供、遅滞、変更、中止又は廃止、本サービスを通じて登録、提供又は収集された利用者の情報の消失、利用者のコンピュータのウイルス感染等による被害、データの破損又は漏洩その他公衆回線ネットワークに関連して発生した利用者の損害については、一切の責任を負わないものとする。

4 本サービスへの接続に係る利用者の機器設定は、利用者が行うものとする。この場合において、接続する機種、OS、ソフト等により本サービスを利用できない場合についても、

総合体育館は一切の責任を負わないものとする。

5 利用者が本サービスを利用したことにより、他の利用者や第三者との間に生じた紛争等について、総合体育館は一切の責任を負わないものとする。

6 総合体育館は、本サービスの適切な利用を図るため、利用者のアクセスログを記録し、又は特定のWEBサイトへの接続を制限することができるものとする。

(管轄)

第10条 本サービスの利用に関して、総合体育館と利用者の間に生ずるすべての紛争については、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(利用規約の変更)

第11条 総合体育館は、必要があると認めるときは、予告なくこの規約を変更できるものとする。この規約の変更後に利用者が本サービスを利用したときは、利用者は、変更後の規約に同意したものとみなす。

附則

1 この規定は、令和7年9月1日から施行する。